

保護者各位

「緊急こどもサポート」の実施について

行橋市教育委員会教育長

1 目的

全国で新型コロナウイルス感染者が増加する中で、県内でも感染者の急増を防ぐために不要不急の外出や自宅待機の要請が出ている状況です。しかしながら、休校期間中、保護者の就労等により自宅学習の場を保障することが難しい児童の居場所を確保するため、学校施設を活用し、「緊急こどもサポート」を実施します。

2 実施期間およびサポート時間

4月13日（月）～17日（金）8：30～16：00

※ 児童クラブ登録者は8：30～13：00、昼食後児童クラブへ

3 実施場所 各小学校の「教室」・「図書室」・「多目的室」等

4 対象者・学年

- ・ 小学4年生以上の兄・姉がいない市立小学校に通う1～3年生

※ 原則、昨年度の3月に実施した緊急サポート申請者（新2・3年生）と新1年生を対象としますが、新たにサポートを希望される方は申請書を提出してください。

※ 特別支援学級の児童は、本サポートに準じて実施します。（詳細は保護者と個別対応）

5 サポート体制について

教職員（市職を含む）

6 一日の流れ

時 間	活動内容	活動場所・サポート内容	
8：30	登校	図書室 および 多目的室等	出席確認
8：40	自主学習 (45分おきに休憩)		自主学習の見守り
12：30	昼食 <u>(弁当持参)</u>		見守り
13：00	昼休み		安全管理
13：30	自主学習 (45分おきに休憩)		自主学習の見守り
16：00	一斉下校		安全管理

※ 児童クラブ登録者は、8時30分から13時まで、いっしょにサポートを実施

7 保護者の安全管理義務について

- ・ 利用児童には保護者が毎朝検温を実施し、マスクの着用、手洗いの励行をお願いします。
- ・ 発熱、風邪や強いだるさ等の症状がみられる場合は、利用はできません。
- ・ 利用児童の急な体調不良が生じた場合は、保護者迎えになりますので、ご了承ください。
- ・ 通常の通学路を利用して朝8：30までに登校させてください。（下校も同様とする。）
- ・ 朝8時より前の登校は安全管理上、できるだけ控えていただくようお願いします。
- ・ 保護者迎えがある場合のみ、随時下校ができることとします。

8 利用申請について

- ・ 「緊急こどもサポート申請書」を、4月10日（金）までに学校へ提出してください。もし、10日（金）までに提出できない場合は、学校へ連絡し、13日（月）まで提出してください。
- ・ 感染拡大などの状況の変化により、「緊急こどもサポート」が中止になる場合があります。

9 問い合わせについて

- ・ サポート体制について・・・教育委員会指導室 0930-25-1111
- ・ 利用の連絡について・・・各小学校

保護者の就労等の理由により自宅学習の場を保障することが難しい児童クラブ登録者で小学4年生以上の兄・姉がいない1～3年生の児童が利用できます。

感染拡大などの状況の変化により、「緊急こどもサポート」が中止になる場合があります。

令和2年4月7日

小学校長様

「緊急こどもサポート」申請書

○ 利用者情報について

以下の家庭の理由により、実施内容を承諾し、「緊急こどもサポート」の利用申請をいたします。

利用児童名	学年・学級
	年 組
サポートを利用する理由	

保護者名	連絡先電話番号（携帯等）
押印	
保護者以外の連絡がとれる方の氏名	連絡先電話番号
児童との続柄（ ）	

○ 利用日について

利用日に○をつけてください。

13日（月）	14日（火）	15日（水）	16日（木）	17日（金）

学校へ4月10日（金）までに提出してください。

※ 提出期間が短くて申し訳ありません。サポート体制づくりを緊急に行う必要がありますので、ご理解ご協力をお願いします。